https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-12014.aspx
https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-12015.aspx
https://www.mofe.gov.bn/divisions/debarment-policy.aspx
https://www.mofe.gov.bn/divisions/Custom-Duty.aspx
入札の公告
http://www.pelitabrunei.gov.bn/lists/iklaniklan/iklan%20tawaran.aspx
中国
政府調達に関する法令及び手続の公表並びに入札の公示
www.ccgp.gov.cn
インドネシア
一般の法令及び手続の公表並びに入札の公示
www.inaproc.id
日本国
中央政府の機関（注）による政府調達に関する一般の法令の公表
注　第十六章（政府調達）の規定の適用上、「中央政府の機関」とは、日本国については、政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表1に掲げる調達機関をいう。政府調達協定には、政府調達協定の改正又は政府調達協定を承継する協定であって、日本国について効力を生ずるものが含まれるものと了解する。
官報又は法令全書
特定の調達（注）のための調達計画の公示
注　この附属書の規定の適用上、「特定の調達」とは、日本国については、中央政府の機関による調達であって政府調達協定（政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表を含む。）の適用を受けるものをいう。
官報（紙面及びhttp://kanpou.npb.go.jpで入手可能）
大韓民国
政府調達に関する一般の法令及び手続の公表
www.pps.go.kr
入札の公示
www.g2b.go.kr
マレーシア
政府調達に関する一般の法令及び手続の公表
http://www.treasury.gov.my
ニュージーランド
一般の法令の公表
www.legislation.govt.nz
政府調達に関する手続の公表
www.procurement.govt.nz
入札の公示
www.gets.govt.nz
フィリピン
政府調達に関する一般の法令及び手続の公表
www.officialgazette.gov.ph/
www.gppb.gov.ph/
入札の公示
www.philgeps.gov.ph/
シンガポール
一般の法令の公表
http://sso.agc.gov.sg/
手続の公表及び入札の公示
www.gebiz.gov.sg
タイ
一般の法令及び手続の公表並びに入札の公示
www.gprocurement.go.th
ベトナム
一般の法令及び手続の公表並びに入札の公示
www.muasamcong.mpi.gov.vn

第十七章　一般規定及び例外

第十七・一条　定義

この章の規定の適用上、「一般に適用される行政上の決定」とは、行政上の決定又は解釈であって、一般的に当該決定又は解釈の対象となる全ての者及び事実関係について適用され、並びに行動規範を形成するものをいい、次のものを含まない。

(a)　行政上の手続又は準司法的な手続において行われる認定又は決定であって、個別の事案において他の締約国の特定の者、物品又はサービスについて適用されるもの

(b)　特定の行為又は慣行について判断する決定

第十七・二条　地理的適用範囲（注1、注2）

この協定は、締約国が世界貿易機関設立協定に基づき他の締約国との関係において自国の義務を負う地理的範囲に適用する。

注1　この協定のいかなる規定も、領域主権に関する問題又は海洋法に関する問題についての締約国の立場を害するものではない。

注2　この協定の適用上、「領域」とは、この条の規定に従って決定される地理的範囲と同一の地理的範囲を有するものとする。

第十七・三条　公表

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する自国の法令、手続及び一般に適用される行政上の決定を、利害関係を有する者及び他の締約国が知ることができるような方法により速やかに公表（実行可能な場合にはインターネットにおけるものを含む。）を行い、又は他の方法により利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、可能な限り、かつ、実行可能な限りにおいて、次のことを行う。

(a)　1に規定するこの協定の対象となる事項に関する法令、手続及び一般に適用される行政上の決定であって自国が採用しようとするものを事前に公表すること。

(b)　適当な場合には、利害関係を有する者及び他の締約国に対し、1に規定するこの協定の対象となる事項に関する法令、手続及び一般に適用される行政上の決定についての意見を提出するための適当な機会を与えること。

第十七・四条　情報の提供

いずれかの締約国の要請があった場合には、当該要請を受けた締約国は、この協定の対象となる事項に関する実際の法令、手続及び一般に適用される行政上の決定又はこれらの案であって、この協定の運用に影響を及ぼし得ると当該要請を行った締約国が認めるものについて、速やかに情報を提供し、及び質問に回答する。

第十七・五条　行政上の手続

各締約国は、この協定の対象となる事項に関する自国の法令、手続及び一般に適用される行政上の決定を一貫性があり、公平であり、客観的であり、及び合理的である態様で運用するため、個別の事案において他の締約国の特定の者、物品又はサービスについてこれらの措置を適用する自国の行政上の手続において、次のことを確保する。

(a)　可能な場合には、自国の国内手続に従い、当該行政上の手続によって直接に影響を受ける他の締約国の者に対し、当該行政上の手続がいつ開始されるかについての適当な通知（当該行政上の手続の性質、当該行政上の手続を開始する法的権限及び問題となっている事項の概要の記載を含む。）が行われること。

(b)　時間的に許容され、かつ、当該行政上の手続の性質上及び公共の利益上許容される場合には、当該行政上の手続によって直接に影響を受ける他の締約国の者に対し、最終的な行政上の行為の前に、その立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会が与えられること。

(c)　当該各締約国が自国の法令に従って自国の手続に従うこと。